

条例等立案表

<p>題名 徳島県立学校規則の一部を改正する規則</p>	<p>課(室)名 学校政策課</p> <p>担当者名 桂 啓人</p> <p>電話番号 三一二〇</p>
<p>制定理由 徳島県立富岡東中学校及び徳島県立池田支援学校の設置並びに特別支援学校の名称変更に伴う所要の整理を行うとともに、徳島県立池田支援学校美馬分校の設置、徳島県立勝浦高等学校の新たな学科の設置並びに徳島県立盲学校高等部及び徳島県立聾学校高等部の学科変更に伴う所要の改正を行う必要がある。</p>	
<p>あらまし 一 徳島県立富岡東中学校が設置されることに伴い、併設型中高一貫教育校に同校及び徳島県立富岡東高等学校を加えることとした。 二 徳島県立池田支援学校の設置に伴う所要の整理を行うこととした。 三 一部の県立特別支援学校の名称を変更することに伴う所要の整理を行うこととした。 四 新たに徳島県立池田支援学校美馬分校を設置することとした。 五 徳島県立勝浦高等学校に応用生産科と園芸福祉科を設置することとした。 六 徳島県立盲学校高等部及び徳島県立聾学校高等部の学科を変更することとした。 七 この規則は、平成二十二年四月一日から施行することとした。ただし、別表第五の改正規定は、平成二十一年十一月一日から施行することとした。</p>	
<p>予算上の措置</p>	<p>考</p>
<p>関係法規 徳島県立学校設置条例(昭和三十九年条例第五十五号)</p>	<p>備</p>
<p>法令審査会</p>	<p>要・否</p>

徳島県教育委員会規則第 号

徳島県立学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年 月 日

徳島県教育委員会

委員長 三好 登美子

徳島県立学校規則の一部を改正する規則

徳島県立学校規則(昭和二十三年徳島県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表第一徳島県立勝浦高等学校の項中

園芸科

を

園芸科
応用生産科
園芸福祉科

に

改める。

別表第四を次のように改める。

別表第四(第三条関係)

特別支援学校

徳島県立聾学校										学校名
高等部			幼稚部	小学部	中学部	高等部		小学部	幼稚部	部及び学科名
被服科	産業工芸科	理美容科				普通科	手技療法科			
			高等専攻部	手技療法科	手技療法科			普通科		
聴覚障害			視覚障害		対象とする障害種別		所在地			
徳島市中徳島町二丁目			徳島市南二軒屋町二丁目							

徳島県立阿南支援学校 わさ分校			徳島県立阿南支援学校			徳島県立ひのみね支援学校			徳島県立鴨島支援学校			徳島県立国府支援学校			徳島県立板野支援学校					
部	中学部	小学部	高等部			中学部	小学部	高等部	中学部	小学部	高等部	中学部	小学部	高等部	中学部	小学部	高等専攻科	理容科	産業情報科	理容科
			産業工芸科	生活科学科	普通科															
知的障害			知的障害			肢体不自由			肢体不自由 病弱			知的障害			知的障害 肢体不自由 病弱					
海部郡美波町			阿南市上大野町			小松島市中田町			吉野川市鴨島町			徳島市国府町			板野郡板野町					

徳島県立池田支援学校 馬分校	高等部	高等部	中学部	小学部	高等
	普通科	普通科			普通科
	知的障害	知的障害			
	美馬市美馬町	三好市池田町			

別表第五の表中

徳島県立城ノ内中学校	徳島県立城ノ内高等学校
------------	-------------

を

徳島県立城ノ内中学校	徳島県立城ノ内高等学校
徳島県立富岡東中学校	徳島県立富岡東高等学校

に改め、別表第五

に備考として次のように加える。

備考 徳島県立富岡東高等学校については、同校の全日制課程における普通科に限る。

様式第一号中「様式第一号」を「様式第一号(第二十三条の三関係)」に、「中学校長・高等学校長・盲学校長・聾学校長・養護学校長」を「校長」に改める。

様式第二号中「盲学校 高等部・聾学校 高等部・養護学校 高等部」を「特別支援学校高等部」に改める。

様式第三号中「盲学校 部・聾学校 部・養護学校 部」を「特別支援学校 部」に改める。

附 則

1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、別表第五の改正規定は、平成二十一年十一月一日から施行する。

2 平成二十二年三月三十一日に徳島県立国府養護学校池田分校高等部に在籍する生徒は、徳島県立学校規則第三十条の規定にかかわらず、同年四月一日に徳島県立池田支援学校高等部に転学するものとする。ただし、当該特別支援学校以外の特別支援学校へ転学する者については、この限りではない。

(改正案)

別表第一 (第三条関係)

高等学校全日制の課程

学校名	学科及び類名	所在地

(略)

学校	徳島県立 勝浦高等		普通科	勝浦郡勝浦町
	農園芸福祉科	応用生産科		

(略)

別表第四 (第三条関係)

特別支援学校

学校名	部及び学科名	対象とする障害種別	所在地
徳島県立盲学校	(略)	(略)	(略)
等部	(略)		
普通科	高等部 普通科		
理美容科	高等部 手技療法科		
産業工芸科	高等部 鍼灸手技療法科		

(現行)

別表第一 (第三条関係)

高等学校全日制の課程

学校名	学科及び類名	所在地

(略)

学校	徳島県立 勝浦高等		普通科	勝浦郡勝浦町
	農園芸科	業園芸科		

(略)

別表第四 (第三条関係)

特別支援学校

学校名	部及び学科名	対象とする障害種別	所在地
徳島県立盲学校	(略)	(略)	(略)
等部	(略)		
普通科	高等部 普通科		
理美容科	高等部 保健医療科		
	高等部 理療科		
	高等部 理学療法科		
	高等部 研修科		

立 徳島県 池田	校 支 援 学 校	立 池 田 徳 島 県	徳 島 県 立 阿 南	支 援 学 校 ひ わ	さ 分 校	徳 島 県 立 阿 南	支 援 学 校	徳 島 県 立 ひ の み ね	支 援 学 校	徳 島 県 立 鴨 島	支 援 学 校	(削 除)	徳 島 県 立 国 府	支 援 学 校	徳 島 県 立 板 野	支 援 学 校	徳 島 県 立 豊 学 校	高 専	部 攻	理 容 科	産 業 情 報 科	理 容 科	被 服 科											
																		高 専	部 攻	理 容 科	産 業 情 報 科	理 容 科	被 服 科											
																		(略)						(略)						(略)				
																		(略)						(略)						(略)				
部	高 等 部	中 学 部	小 学 部	(略)						(略)						(略)																		
	普 通 科			(略)						(略)						(略)																		
	知 的 障 害			(略)						(略)						(略)																		
	池 田 町 三 好 市			(略)						(略)						(略)																		

(新 設)	さ 分 校	支 援 学 校 ひ わ	徳 島 県 立 阿 南	支 援 学 校	徳 島 県 立 阿 南	支 援 学 校	徳 島 県 立 ひ の み ね	支 援 学 校	徳 島 県 立 鴨 島	支 援 学 校	徳 島 県 立 国 府	支 援 学 校	徳 島 県 立 板 野	支 援 学 校	徳 島 県 立 豊 学 校	高 専	部 攻	理 美 容 科	被 服 科	産 業 工 芸 科												
																高 専	部 攻	理 美 容 科	被 服 科	産 業 工 芸 科												
																(略)						(略)						(略)				
																(略)						(略)						(略)				
	知 的 障 害			(略)						(略)						(略)																
	池 田 町 三 好 市			(略)						(略)						(略)																

支援学 校美馬 分校	等 高	普通科	知的障害	美馬市 美馬町
------------------	---------	-----	------	------------

別表第五（第九条の二関係）

併設型中学校	併設型高等学校
徳島県立城ノ内中学校	徳島県立城ノ内高等学校
徳島県立富岡東中学校	徳島県立富岡東高等学校
徳島県立川島中学校	徳島県立川島高等学校

備考 徳島県立富岡東高等学校については、同校の全
日制課程における普通科に限る。

様式第一号（第二十三条の三関係）

(略)

誓約書

徳島県立 校長 氏名殿

様式第二号（第三十一条の二関係）

(略)

あなたは高等学校・特別支援学
校高等部において次の単位を修得
したのでこれを証します。

(略)

様式第三号（第三十二条、第三十三条関係）

(略)

あなたは中学校・高等学校・特
別支援学校 部を卒業したのでこ
れを証します。

(略)

(新設)

別表第五（第九条の二関係）

併設型中学校	併設型高等学校
徳島県立城ノ内中学校	徳島県立城ノ内高等学校
徳島県立川島中学校	徳島県立川島高等学校

様式第一号

(略)

誓約書

徳島県立 中学校長・高等学校長・
盲学校長・聾学校長・養護学校長 氏名殿

様式第二号（第三十一条の二関係）

(略)

あなたは高等学校・盲学校 高
等部・聾学校 高等部・養護学校
高等部において次の単位を修得
したのでこれを証します。

(略)

様式第三号（第三十二条、第三十三条関係）

(略)

あなたは中学校・高等学校・盲
学校 部・聾学校 部・養護学校
部を卒業したのでこれを証しま
す。

(略)

徳島県立学校規則（抜粋）

（課程、学科等）

第三条 現に設置する徳島県立高等学校（以下「高等学校」という。）（分校を含む。）の名称、課程、学科、類及び所在地は、別表第一から第三までのとおりとする。

2 現に設置する徳島県立特別支援学校（以下「特別支援学校」という。）（分校を含む。）の名称、部、学科、対象とする障害種別及び所在地は、別表第四のとおりとする。

（併設型中高一貫教育の教育課程）

第九条の二 別表第五の上欄に掲げる中学校（以下「併設型中学校」という。）及び同表の下欄に掲げる高等学校（以下「併設型高等学校」という。）においては、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十一条の規定に基づき、中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施すものとする。

（入学者の選抜）

第二十三条の三

8 入学を許可された者は、校長の指定する期日までに、様式第一号による誓約書（以下「誓約書」という。）、住民票の抄本、その他所定の書類を提出しなければならない。

（転学及び転籍）

第三十条 高等学校及び特別支援学校の高等部の生徒が転学又は転籍しようとする場合には、その事由を記して保護者連署の上校長に願い出なければならない。

2 前項の願い出があつたときは、校長は、その事由を具し生徒の在学証明書その他必要な書類を、転学先校長に送付しなければならない。

3 前項の書類の送付を受けたとき又は転籍を希望する生徒があるときは、校長は、選考の上履修した単位に応じて相当学年に転入を許可することができる。

4 前項の規定により、転学を許可した場合には、その生徒の従前在学していた学校の校長に、その旨を通知しなければならない。通知を受けた校長は、速やかにその作成にかかる当該生徒の指導要録の写し（転学してきた生徒については、転学により送付を受けた指導要録の写しを含む。）及び進学の場合に送付された指導要録の抄本又は写し、健康診断票及び歯の検査票を、転学先校長に送付しなければならない。

5 転籍の時期は、第二学年の始めとする。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。

（単位の認定）

第三十一条の二

3 校長は、単位を修得した者から請求のあつたときは、様式第二号の単位認定証明書を授与するものとする。

（卒業）

第三十二条 校長は、中学校並びに特別支援学校の小学部及び中学部の全課程を修了したと認める者につき、卒業を認定する。

2 校長は、高等学校の生徒のうち修得した単位が所定の単位数に達し、特別活動の成果がその目標から見て満足できると認められたものにつき、卒業を認定する。

3 校長は、特別支援学校の高等部の生徒のうち修得した単位が所定の単位数に達し、特別活動及び自立活動の成果がそれらの目標から見て満足できると認められたものにつき、卒業を認定する。

4 前三項の規定により、卒業を認定した者に対しては、様式第三号の卒業証書を授与するものとする。

第三十三条 校長は、高等学校及び特別支援学校の専攻科の全課程を卒業したと認める者に対し、課程の卒業を認定する。

2 前項の規定により、卒業を認定された者に対しては、様式第三号の卒業証書を授与するものとする。

徳島県立富岡東高等学校における中高一貫教育の概要

1	開校年度	平成22年度		
2	学校形態	併設型中高一貫教育校		
3	通学区域	中学校，高等学校ともに徳島県全域		
4	学校規模 (校・全制)	中学校	各学年2クラス	計 6クラス
		高等学校(普通科)	各学年4クラス	計 12クラス
		(商業科)	各学年1クラス	計 3クラス
				合計 21クラス

※併設型中学校は普通科に接続する。

- 5 施設・設備 中学校棟は新設せず，富岡東高校の既存施設を有効活用する。
中学校教育に必要な施設については整備を図る。
- 6 校訓 自主・協同・研学
- 7 教育目標 ゆるぎない自信を持って未来を拓くたくましい人材の育成
～心・力・夢を育てる中高一貫教育～
- 8 めざす生徒像
 - (1) 豊かな心を身につけた生徒
自己を育て他者を敬愛し，生命や自然を尊重する，豊かな情操と道徳心を備えた生徒を育成する。
 - (2) たくましい力を備えた生徒
基礎的基本的な知識・技能とその活用能力を身につけ，健やかな身体を養い，自らの個性や能力を伸ばす生徒を育成する。
 - (3) 大きな夢に挑戦する生徒
郷土や我が国の伝統や文化を尊重し，国際的な視野で社会の平和と発展に貢献する，高い理想を持った生徒を育成する。

9 開校までのスケジュール

平成20年度

7～8月 「中高一貫教育研究会議」の開催

12月 「併設型中高一貫教育説明会」の開催

3月 設置条例改正

平成21年度

4～11月 小学生等への広報

10月 入学者募集説明会の実施

1月 入学者選抜の実施

平成22年度

4月 開校

徳島県立池田支援学校及び同校美馬分校(仮称)の設置について

- ・国府養護学校池田分校を，新たに「徳島県立池田支援学校」として設置する。
- ・美馬商業高校に「徳島県立池田支援学校美馬分校(仮称)」を設置する。

■「徳島県立池田支援学校」の設置（国府養護学校池田分校の本校化）

国府養護学校池田分校の，①児童生徒数の著しい増加，②本校から離れていることによる緊急時の学校運営上の問題，に対応するため，平成21年2月定例県議会において「徳島県立学校設置条例」の一部を改正して，平成22年4月に同校を本校化し，新たに「徳島県立池田支援学校」として設置することを決定した。

■「徳島県立池田支援学校美馬分校（仮称）」の設置（美馬商業高校校舎の一部を活用）

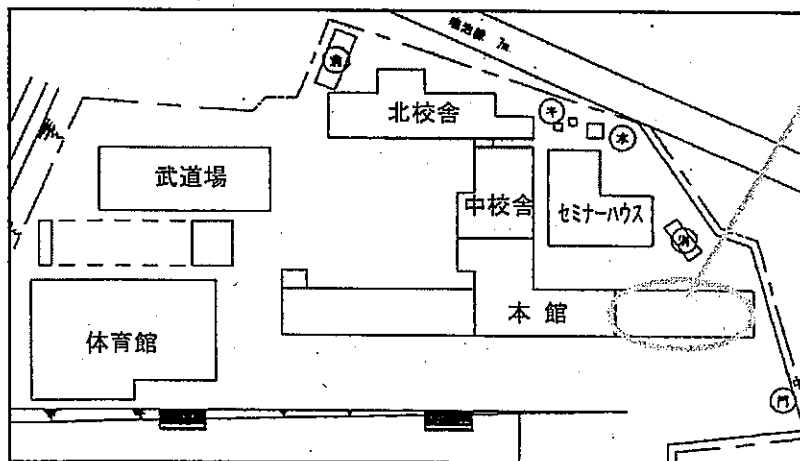
（1）県西中央部特別支援学校の整備

県西中央部に住んでいる障害のある生徒が長時間をかけて通学している状況を解消するため，この地域に特別支援学校が必要であり，平成22年4月の開校を目指し，美馬商業高校校舎の一部を活用して，特別支援学校高等部の整備を進めている。

（2）「徳島県立池田支援学校美馬分校（仮称）」の設置

この特別支援学校高等部については，設置学部，設置規模，対象とする障害等の観点から，新たに設置する「徳島県立池田支援学校」を本校とする「徳島県立池田支援学校美馬分校（仮称）」として設置することが適切である。

（3）「徳島県立池田支援学校美馬分校（仮称）」の概要



美馬商業高校全体配置図

設置場所	美馬商業高校 本館東側1・2F
設置学部	高等部
対象障害	知的障害
設置規模	1学年10人程度
通学エリア	美馬市，つるぎ町 阿波市西部 吉野川市西部

特別支援学校の名称変更について

- ・池田支援学校の設置に合わせ、他の現・養護学校の名称を「徳島県立〇〇支援学校」とする。
- ・現・盲学校・聾学校の名称については、変更しないことも含めて、今後検討する。

■ 経 緯

- ・学校教育法の改正により、平成19年度から「盲・聾・養護学校」は「特別支援学校」となったが、法令上、学校の名称変更の義務は示されていない。
- ・本県においては、「高等養護学校」の新設など教育環境の整備を計画していたことから、平成19年度の名称変更は見送り、変更時期については、その整備に合わせて検討することとしていた。
このため、平成22年4月の「池田支援学校」の設置に合わせて、全ての現・養護学校の名称を「養護学校」から「支援学校」に変更することが適切であると考え、平成21年2月定例県議会において「徳島県立学校設置条例」を一部改正し、特別支援学校の名称変更を決定した。
- ・なお、盲学校・聾学校については、今後、両校併置に向けた条例改正を予定していること、学校の名称が障害種を表しており、形式的に「支援学校」に変更することが適切なのかどうかという意見もあることから、平成20年度の条例改正での名称変更は見送り、今後、さらに検討を重ねることとしている。

■ 変更後の名称と今後のスケジュール(案)

現在の校名	変更後の名称	H20	H21	H22	H23	H24	H25
国府養護学校 池田分校	池田支援学校	条例改正	規則改正	本校化			
県西中央部 特別支援学校 (新設)	池田支援学校 美馬分校(案)		規則改正	開校			
板野養護学校 国府養護学校 鴨島養護学校 ひのみね養護学校 阿南養護学校 (同校ひわさ分校)	板野支援学校 国府支援学校 鴨島支援学校 ひのみね支援学校 阿南支援学校 (同校ひわさ分校)	条例改正	規則改正	校名変更			
高等養護学校 (新設)	〇〇高等学園(仮称)			着工		開校	
盲学校・聾学校	盲学校・聾学校 (今後検討)		規則改正		着工		竣工

勝浦高校の再編・活性化に係る計画の概要

1 再編・活性化の概要

小松島西高校の分校とし、設置する学科は農業科とする。

勝浦高校がこれまで培ってきた教育を基盤に、情報化と農業技術が進展する中、時代と社会のニーズに対応した農業教育を行うとともに、地域に根ざした学校づくりを推進することにより活性化を図る。

(1) 再編後の名称

徳島県立小松島西高等学校勝浦校とする。

(2) 設置学科

大学科	小学科
農業科	応用生産科, 園芸福祉科

(3) 時期

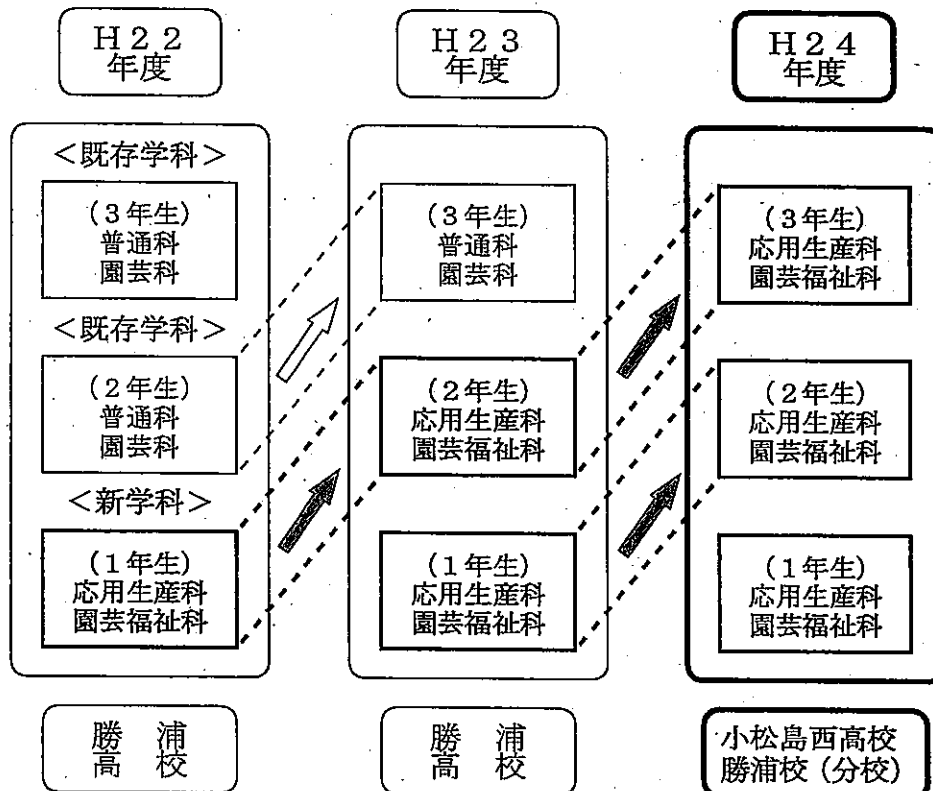
平成22年度に普通科、園芸科の募集を停止し、新学科（応用生産科、園芸福祉科）を設置する。

平成24年度に小松島西高校の分校とする。

(4) 形態

平成22年度、平成23年度に勝浦高校の新学科に入学した生徒は、平成24年度に小松島西高校勝浦校に転学し、小松島西高校勝浦校の生徒として卒業する。

2 再編のイメージ図



徳島県立盲学校・聾学校高等部における学科再編について

1 経過

- 平成18年2月に障害児教育改革検討委員会から盲学校・聾学校の高等部学科再編についての提言を受ける。
- 平成18年6月定例教育委員会において、盲学校・聾学校の高等部学科再編方針を決定する。
- 平成21年3月定例教育委員会において、平成22年度より新学科で生徒募集を開始することを決定した。

2 学科再編の内容

(1) 盲学校

科・専科	現行の学科編成	学科再編案
高等部 本科	普通科(3年) 保健理療科(3年)	普通科(3年) 手技療法科(3年)
高等部 専攻科	研修科(1年) 理療科(3年) 理学療法科(3年)	手技療法科(3年) 鍼灸手技療法科(3年)

- 本科「保健理療科」(あん摩マッサージ指圧師の養成)は、教育内容や取得可能な資格がわかりやすい「手技療法科」とする。
- 専攻科「研修科」を改編し、盲学校普通科卒業生及び高等学校卒業生があん摩マッサージ指圧師の資格取得が可能な「手技療法科」(3年制)を設置する。
 - 専攻科「理療科」(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の養成)は、教育内容や取得可能な資格がわかりやすい「鍼灸手技療法科」とする。
- 専攻科「理学療法科」は、養成施設の増加による理学療法士供給過剰、医療の高度化によるより専門性の高い理学療法士の養成への移行等に伴い、入学者数が減少したために廃止する。

(2) 聾学校

科・専科	現行の学科編成	学科再編案
高等部 本科	普通科(3年) 理美容科(3年) 産業工芸科(3年) 被服科(3年)	普通科(3年) 理容科(3年) 産業情報科(3年)
高等部 専攻科	理美容科(1年) 産業工芸科(1年) 被服科(1年)	理容科(1年)

- 本科「理美容科」については、理容コースには継続的に進学希望者があるが、美容コースには進学希望者がいないため、「理容科」とする。さらに、本科「理容科」卒業生に対して、理容に関するより高度な知識と技能を習得するための専門教育を行うため、専攻科「理容科」を設置する。
- 時代の変化や保護者等の意向を踏まえ、木工や製図など工業に関する専門教育や被服製作やファッションデザインなど家庭に関する専門教育を行うとともに、情報化の進展に対応し、情報に関する基礎的な学習を行う「産業情報科」を本科に設置し、職業的自立をめざす教育を行う。
- 本科「被服科」、「産業工芸科」は、卒業後ほとんどの生徒が就職しており、専攻科への進学希望者がいないため、専攻科「被服科」、「産業工芸科」を廃止する。